

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の
経済的対外共通関税（CET）および
欧州連合（EU）との経済連携協定

2016年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

アビジャン事務所

目次

1	背景	1
1.1	コートジボワール経済の特徴	1
1.2	アフリカ統合に向けた諸段階	2
1.2.1	自由貿易地域	2
1.2.2	関税同盟	2
1.2.3	共通市場	2
1.2.4	経済同盟	3
1.2.5	通貨同盟	3
1.3	主な共同体組織	4
1.3.1	コートジボワールの加盟組織	4
1.3.2	主な統合組織	4
2	西アフリカにおける自由な流通	8
2.1	商品の自由な流通の課題	8
2.1.1	自由な流通とアフリカの現実	8
2.1.2	自由な流通のメリット	8
2.2	商品の自由な流通に関連する主な規則	9
2.2.1	WAEMU	9
2.2.2	ECOWAS	9
2.3	西アフリカにおける原産規則	10
2.3.1	総則	10
2.3.2	基準	10
2.4	輸出業者向け認定証の重要性	11
3	ECOWAS の対外共通関税 (CET)	12
3.1	総則	12
3.2	ECOWAS CET 発効の実現に向けた長期プロセス	13
3.3	製品分類に使用する基準	14
3.3.1	最初の4つのカテゴリーの基準	14
3.3.2	第5関税帯の基準	14
3.4	ECOWAS CET の構成要素	16

3.4.1	総則.....	16
3.4.2	関税・統計一覧.....	16
3.4.3	輸入品に適用する関税・税金.....	16
3.4.4	貿易保護対策.....	17
3.4.5	規則上の追加措置.....	22
3.5	WAEMU CET による ECOWAS の関税同盟の影響.....	24
3.5.1	CET の目標.....	24
3.5.2	WAEMU からの変更.....	24
3.5.3	国レベルの収益に期待される効果.....	25
3.5.4	コートジボワールの収益への影響.....	25
3.5.5	多角的貿易体制に関連する影響.....	26
3.6	促進すべき地域の経済部門.....	27
3.6.1	カテゴリ3 からカテゴリ4 へ (率: 20% から 35% へ): 関連 124 品目.....	27
3.6.2	カテゴリ2 からカテゴリ4 へ (率: 10% から 35% へ): 関連 6 品目.....	27
3.7	域内各国における ECOWAS CET の実施状況.....	28
3.7.1	ECOWAS CET の国別の実施現状.....	28
3.7.2	課題と予測.....	28
4	欧州連合との経済連携協定 (EPA)	29
4.1	ローマ条約からコトヌー条約へ: ヨーロッパと ACP 諸国との 優先的關係.....	29
4.1.1	ローマ条約.....	29
4.1.2	ヤウンデ協定.....	29
4.1.3	ロメ協定.....	30
4.1.4	コトヌー協定.....	30
4.2	EPA 交渉の状況確認.....	31
4.2.1	非対称貿易モデルの混在の結果.....	31
4.2.2	EU と全 ACP 諸国との EPA 交渉.....	31
4.2.3	西アフリカと欧州連合 (EU) 間の EPA 交渉の総括.....	32
4.3	西アフリカと EU の EPA の特徴.....	36
4.3.1	協定の規則.....	36
4.3.2	EU および西アフリカ市場へのアクセス提案の特徴.....	36
4.3.3	輸出業者にとってより有利な新たな原産規則.....	38
4.3.4	EPA に関連する開発プロジェクト.....	38
5	コートジボワールが締結した商業協定に関する 実際上の問題	42

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のアビジャン事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

1 背景

1.1 コートジボワール経済の特徴

1. 西アフリカに位置するコートジボワールは、1960年独立を獲得した。自由主義経済を採用したが、複数の国営企業を創設したことが特徴的であった。経済の基本は農業であり、1960年代から70年代にかけて著しい発展を遂げた。
2. 1980年以降、それまで直面した様々な問題を考慮し、経済政策の転換を図った。引き続き自由主義経済を基本に据え、経済政策として国営企業を民営化し、経済部門から国はほぼ完全撤退した。この政策は経済の多様化により支えられた。コートジボワール経済はそれまで農業に重点が置かれていたが、他の部門の開発が強化されたのである（鉱業、石油、工業、観光など）。農業においては、引き続きココアが輸出に重要な位置を占めたものの、綿、油ヤシ、ゴム、カシューナッツなど他の作物も急成長を遂げた。
3. 2011年のアラサン・ワタラ大統領就任を機に、コートジボワールは経済的魅力的の向上に向けた改革に取り組んだ。その一環として特に鉱業法典、石油法典、投資法典、労働法典などの改革が行われた。また制度面では、商事裁判所ならびに官民間部門協議委員会（Comité de Concertation Etat-secteur privé）が創設された。商事裁判所は貿易紛争の迅速な解決を容易にし、官民間部門協議委員会は国と経済界の間の持続的対話を可能とするものである。両組織は、良好な経済的ガバナンスとビジネス環境の改善に寄与している。
4. インフラ分野では、国は橋梁や高速道路の建設に向けた大規模工事を約束した。その一環でマルコリー市のリビエラ地区とアビジャンをつなぐアンリ・コナン・ベディエ橋が建設された。橋の完成により、交通がスムーズになり、空港との連絡時間が短縮された。この橋の横にはジャクヴィル橋もある（ジャクヴィルはアビジャンから数kmに位置する、観光ポテンシャルの高い町である）。道路インフラに関しては、アビジャン～ヤムスクロ高速道路の完成（北部のブルキナファソ国境までの延伸を調査中）、アビジャン～グランバサン高速道路の建設（東部のガーナ国境までの延伸工事中）をはじめ、アビジャン市内の道路の改修や全国の道路の建設などが挙げられる。このほか、国は国内2港における大規模工事の開始を決定した（アビジャン港および南西部のサンペドロ港）。
5. 電力部門では、スーブレ（中西部）のダム建設、およびアジト（アビジャン西部）の発電所建設（第3段階）により赤字の削減を目指している。また、工業開発支援として、国は既存工業地域の改修や、その他地域での開発を決定した。
6. コートジボワール経済は2012年の成長率9.8%、2013年8%、2014年9%と、力強い発展を遂げている。

1.2 アフリカ統合に向けた諸段階

1.2.1 自由貿易地域

7. 自由貿易地域とは、統合地域内で関税および同等効果の税が撤廃されることである。完全な自由貿易地域では、特に第三国からの商品には、最初に受け入れられた地域内の一国で一度関税を支払うと、その後域内で自由に流通することができるようになる。ただし、自由貿易地域の恩恵は、地域の原産品のみに限られる。この場合、製品の原産国は非常に重要であり、規則によって原産国としての特徴が製品に付与される。
8. 西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU) および西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) は、部分的にこの段階に達している。両制度は共に、西アフリカ原産品の自由な流通を促進する域内貿易自由化計画 (SLEC) を備える。第三国からの輸入についてはこのスキームの恩恵を受けることはできず、域内他国への再輸出の際は関税を支払わなければならない。アフリカ連合 (AU) では現在、大陸自由貿易地域の創設に取り組んでいる。

1.2.2 関税同盟

9. 自由貿易地域の次段階となるこの段階では、加盟国は対外共通関税 (TEC) を採用する。加盟国にとっての TEC とは、第三国、すなわち共同体以外の国から輸入される商品に適用する同一の関税のことである。この TEC は加盟国の様々な国内法の代替となる。関税同盟は単一の関税地域とみなされる域内への投資を容易にする。
10. 西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU) は 2000 年 1 月 1 日以降、また西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) は 2015 年 1 月 1 日以降、関税同盟となっている。しかし「完全な」関税同盟となるには、各国が共通の通商政策を採用しなければならない。つまり、第三国との、あるいは他の関税同盟との自由貿易協定を交渉主体がこの関税同盟とならなくてはならない。WAEMU は 1 つの通商政策を有するが、ECOWAS において政策の策定プロセスはまだ始まったばかりである。

1.2.3 共通市場

11. 実質的な関税同盟が一度できあがった共通市場では、域内各国において人、サービス、資本の自由な流通に対する障害の完全な撤廃を目指すこととなる。その目的は生産要素の自由な流通を容易にすることである。共通市場によって、共同体の領土は段階的に単一の領土となっていく。つまり、共通市場では国内市場を実際の一国の市場の条件に限りなく近い単一市場に融合させるべく、域内貿易のあらゆる障害を排除することを目指すのである。
12. WAEMU ならびに ECOWAS は共に、人、サービス、資本の自由な流通に関する規則を策定した。

1.2.4 経済同盟

13. 共通市場の次段階は経済統合の段階である。この段階では、各国は共通の産業別政策を採用する、あるいはこれができない場合、農業、工業、エネルギー、財務、交通、保健、教育など、分野を問わず可能な限り政策の調和を図る。
14. WAEMUはこの点で非常に進んでいる。ECOWASに関しては、共通の農業政策と工業政策を有している。ただし、工業政策はまだ実際に機能しておらず、また農業政策についても、実施にあたって財源不足に直面している。

1.2.5 通貨同盟

15. 通貨同盟は、その支援に向けた共通の経済政策を伴う単一通貨の存在によって実現される。そのため、各国は共通の通貨が弱体化しないよう、遵守すべき統一基準を有する。また、税制の調整も行う（付加価値税、税率など）。経済・通貨同盟は商取引や投資を促進するものである。
16. その名が示すとおり、西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）も通貨同盟の一つである。WAEMU加盟国以外の西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）加盟国も、西アフリカの第二貨幣地域の創設に向けて、統一基準を基本とした作業を行っている。この第二通貨は最終的に CFA フラン地域との融合を目指している。また、アフリカ連合ではアフリカ単一通貨の実現を目指している。

1.3 主な共同体組織

1.3.1 コートジボワールの加盟組織

17. 自由主義を選択したコートジボワールは開放外交政策を採用することとなった。国際的には、コートジボワールは古くから EU を始めとする多くの国と貿易関係を維持している。また、コートジボワールは世界貿易機関（WTO）の創設メンバーでもあり、現在コートジボワールは複数の共同体組織に属している。
 - 主なサブ地域組織：他 3 カ国とマノ川同盟（MRU）、他 7 カ国と西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）
 - 主な地域組織：他 14 カ国と西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、他 14 カ国とサヘル諸国干ばつ対策委員会（CILSS）。
 - 主な大陸組織：他 24 カ国とサヘル・サハラ諸国国家共同体（CEN-SAD）、他 53 カ国とアフリカ連合（AU）。
18. 3 大主要共同体組織である西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、アフリカ連合（AU）は経済・通貨統合のプロセスを加速させ、複数の政治的統合の促進に向けた手段（裁判所、共同体議会など）の創設を強く望んでいる。域内統合の一層の促進を複数の段階によって進めている。

1.3.2 主な統合組織

19. アフリカは、地域再編に関して長い伝統を持つ。西アフリカには約 40 もの共同体組織が存在する。その内 2 組織は西アフリカを本格的な経済統合に導く使命を持つ。これは西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）と西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）であり、その目標は、西アフリカや、他のアフリカ地域（北アフリカ、東アフリカ、中央アフリカ、および南アフリカ）で統合プロセスが完了した後、地域経済共同体（RECs）全体を統合し、アフリカ大陸全体の統合を実現することである。

アフリカ連合

アフリカ連合の誕生

20. アフリカ連合（AU）は、1963 年に創設されたかつての大陸組織、アフリカ統一機構（OAU）へのさらなる権限の付与を望んだ各国首脳の意志から誕生した。そして、1999 年 9 月 9 日、特に大陸の統合プロセスの加速を目指す、アフリカ連合の設立を求めたシルテ宣言（リビア）が採択された。その目的は、グローバル化の負の影響により強調される様々な社会的、経済的、政治的問題の解決に向けて努力しつつ、グローバル経済においてアフリカが求められる役割を果たすことができるようにすることである。シルテ・サミット後、2000 年のロメ・サミットにおいて AU 制定法を採択した。

アフリカ連合の展望と目標

21. アフリカ連合の展望は「豊かで、平和な、市民がリードし、世界を舞台にダイナミックな力を構築する、統合されたアフリカを建設する」ことである。未来志向の、ダイナミックで、統合された新しいアフリカと言うこの展望は長期的な努力を要するものであり、多くの最前線での絶え間なき戦いを通じて完全に実現される。1963 年に設定された OAU の

目標は、植民地主義やアパルトヘイトの束縛下において、アフリカ諸国の解放運動の支援を目指すものであったが、アフリカ連合ではこれが変更され、アフリカ連合制定法においてアフリカの発展および統合を率いる組織の創設が推奨された。

22. アフリカ連合の目的は次のとおり複数ある。
- アフリカ大陸の政治的、社会的、経済的統合を加速させる。
 - グローバル経済や国際交渉においてアフリカが自らの役割が果たせるよう、適切な条件を創造する。
 - 経済、社会、文化面での持続的発展とアフリカ経済の統合を促進する。
 - アフリカ連合の目標の段階的達成に向け、地域の既存の、または将来創設される経済共同体において方針の調整・調和を図る。
 - 国連憲章と世界人権宣言に十分に配慮しつつ、国際協力を奨励する。

アフリカ連合の実現

西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)

23. 西アフリカの指導者たちは、政治、経済、社会、文化的な課題を全体的に克服し、また均衡の取れた発展のため、地域の資源を共同で利用する必要性を自覚し、個別に行われている開発努力を統合することを目的とした超国家的組織を創設する好機が訪れたと判断した。こうして、1975年5月28日、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) が誕生した。

創設

24. 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) は、ラゴス条約により創設された15カ国の地域集合体である (ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、ニジェール、ナイジェリア、マリ、セネガル、シエラレオネ、トーゴ)。その面積は510万km²、人口は約3億800万人 (2030年推定約5億人) である。

目標

25. ECOWASの本来の使命は経済活動分野全般で経済統合を促進することである (特に工業、輸送、通信、エネルギー、農業、天然資源、商業、通貨・金融問題、社会・文化的問題)。これら分野に加えて、ECOWASは平和および安全保障分野にも介入する。

主要な成果

26. 関税同盟：1979年から始まった商品の自由な流通は、2002年および2003年、貿易自由化計画 (TLS) への規則の適用により改正された。現在、承認された共同体の製品は無税で流通している。2013年、各首脳により対外共通関税 (CET) が承認された。2015年1月1日に発効し、各国の統合はさらに進んだ。関税同盟と共通市場の他の構成要素を支援するため、他の規則が採用された。これは、例えば、競争、投資、域内税制の調和に関する規則などである。
27. 人の自由な流通：1979年、人の自由な流通に関するプロトコルの採用によりビザが撤廃された。居住権および定着地選択の権利も有効となった。全加盟国共通の ECOWAS パ

スポーツの流通が始まり、人の流通の自由が強化された。

28. 産業別共通政策：調和のとれた経済統合を達成するため、ECOWAS は複数の事業分野において共通政策を採用している。すなわち、農業、工業、エネルギー、輸送、インフラ、文化、スポーツ、通信、情報などの分野における政策がある。

予測

29. 単一通貨：ECOWAS 域内の通貨の多様性に伴う困難を解決するべく、各国首脳は 2020 年を目標に単一通貨の創設を検討している。
30. 2020 年の予測：各国首脳と政府は「ECOWAS2020 年の予測」との名称の新たな地域統合アプローチを採用した。これは、共同体を「国家の ECOWAS から国民の ECOWAS」とすること、すなわちより国民に近づけることを目標としている。この新たなアプローチを、農業、水利、雇用促進、平和、安全保障などの重点分野におけるプログラムの加速や、議会や裁判所などの組織の強化により展開していく。
31. 共同体開発計画（PCD）：PCD は本格的な経済・社会の開発プログラムであり、各国首脳の「2020 年に国民の ECOWAS を実現する」との目標の具現化を目指すものである。計画は共同体レベルのプロジェクトやプログラムから成る。2014 年、首脳らにより採択され、現在、財務面で研究を行っている。

西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）

創設

32. 西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）は単一通貨である CFA フランを使用する西アフリカ 7 カ国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）の首脳および政府が、1994 年 1 月 10 日、ダカールにおいて締結した条約によって創設された。条約は加盟国による批准後、1994 年 8 月 1 日に発効した。1997 年 5 月 2 日、ギニアビサウ（ポルトガル語圏の国）が 8 番目の加盟国となった。WAEMU 域内の人口は 8,034 万人と推定されている。

目標

33. WAEMU には複数の目標がある。これは次のとおりである：
 - 1) オープンで競争力のある市場、また適法で調和のとれた環境において、加盟国の経済・財務活動の競争力を強化する。
 - 2) 多角的監視手順を設定し、加盟国の経済パフォーマンスおよび政策の集中を図る。
 - 3) 加盟国の間で、人、商品、サービス、資本の自由な流通、自営業者および非雇用者の定着地選択の権利、および対外共通関税率と共通通商政策に基づく、共通市場を創設する。
 - 4) 人的資源、土地整備、農業、エネルギー、工業、交通、鉱業、インフラ、通信などの分野における共通の行動と、場合により共通の政策の実施により、産業別政策を調整する。
 - 5) 共通市場の適切な運営に必要な措置を講じ、加盟国の法律を調整する。

実績

34. WAEMU の実績を複数のレベルで確認することができる。
35. 貿易面では、2000 年以降、関税同盟が存在する。これにより、共同体の生産が保護され、域内貿易が成長した。
36. メリットは特に共通市場の他の面にも表れている。人々の自由な流通は入国ビザの廃止により現実のものとなった。また、特記事項として、他の統合組織ではいまだパスポートが必要であるが、WAEMU 内では国民 ID カードが渡航書類となっている。弁護士、医師、薬剤師、建築家などが連合内で自由に活動でき、定着地選択の権利と自由なサービス提供が機能している。西アフリカ証券取引所 (BRVM) の設立により、資本の自由な流通も機能している。
37. 産業別分野では、複数の作業が始まっており、いくつか政策資料が策定された。WAEMU はエネルギー、農業、工業、電気通信、工芸品などの分野で共通政策を有する。また、経済活動や公的資金調達の支援に向け、法律、金融、通商、関税の枠組みが調整されている。
38. 地域経済プログラム (PER) は WAEMU の重要な成果の一つである。共同体プロジェクトのメニューとなる PER は連合加盟国の均衡のとれた発展を目指している。その対象はインフラ、エネルギー開発、電気通信などに及ぶ。2006 年～2010 年の期間、PER は 63 の地域統合プロジェクトに計約 3 兆 CFA フランの資金を提供している。

予測

39. WAEMU は成果を強化し、その目標をすべて完璧に達成するにあたっての障害物を取り除くため、努力を続けていく。
40. 同じ観点から、2012 年～2016 年の PER のコストを 5 兆 7,360 億 CFA フランと見積もっている。この第二段階を通じて、WAEMU は連合全体で年間 1.9% の予測成長率を達成するよう計画している。
41. 政治的安定、平和、安全保障は経済・社会の発展のための前提条件であることから、WAEMU では平和と安全保障部門の創設を検討している。そのため、西アフリカの安定の維持にあたって効果的な行動を実施するため、ECOWAS とパートナーとなる。
42. さらに WAEMU では、現在、長期的な予測を策定中で、最終的にアフリカ連合の再編を目指しており、高次の委員会を設立した。

2 西アフリカにおける自由な流通

2.1 商品の自由な流通の課題

2.1.1 自由な流通とアフリカの現実

43. 商品の自由な流通とは、関税、関税に対する同等効果の税、統合地域内の商品の輸出の枠組みにおける非関税障壁の撤廃と定義することができる。国際貿易の重要な要素である、商品の自由な流通は西アフリカにおいて実現しており、ECOWAS 各国で実施されている。

2.1.2 自由な流通のメリット

44. 自由な流通には複数のメリットがある。
 - 自由な流通により企業が市場を拡大することができる。つまり、企業は統合地域の他の加盟国の市場をより良い条件で獲得するチャンスが得られる。
 - 自由な流通により競争が促進される：共同体市場が関税の撤廃によりオープンになるため、国内企業間の競争が生まれる。これにより、改良努力や、競争力のある価格で高品質の製品を製造しようとの刺激が生まれる。現在までに ECOWAS の共同体市場には、コートジボワール企業約 800 社と製品約 1,000 品目が存在する。
 - 商品の自由な流通は消費者に多くの選択肢を提供する。関税の撤廃のメリットの 1 つは、製品の購入にあたり、消費者に多くの選択肢が与えられることである。統合地域原産品が国内に入ること、コートジボワールの消費者は品質と価格を比較し、複数の製品から選択することができる。消費者にとって複数の選択肢があることはメリットである。
 - 商品の自由な流通は雇用創出にも適している。新しい市場の獲得は当然、雇用創出につながる。一例であるが、コートジボワールの企業数社が、共同体市場への進出にあたって支社を創設しており、これにより雇用を創出している。また、生産要素が簡単に流通するよう、域内の企業は、他国の熟練労働力の恩恵を受けることができる。

2.2 商品の自由な流通に関連する主な規則

45. 西アフリカの 2 組織、西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU) および西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) が、商品の自由な流通を保証するため法的枠組みを設定した。

2.2.1 WAEMU

46. WAEMU 関連の規則は次のとおりである。
- WAEMU 製品の原産地規則に関して定める追加議定書第 III/2001 号
 - 特定の完成品よりも高く課税される投入財に適用する手順の決定に関する規則第 12/2002/CM/WAEMU 号
 - WAEMU への工業製品の共同体付加価値の構成要素の決定に関する規則第 13/2002/CM/UEMOA 号
 - WAEMU 製品の原産地証明書の申請・発行方法を定める実施規則第 014/2002/CM/WAEMU 号
 - WAEMU 原産製品の原産地証明書の特徴と作成規則を定める決議第 01 /2003/ COM/UEMOA 号

2.2.2 ECOWAS

47. 商品の自由な流通に関する ECOWAS の規則
- ECOWAS 加盟国原産製品の概念の定義に関するプロトコル A/P1/1/03
 - ECOWAS の貿易自由化計画における製品承認手順に関する規則 C/REG.3/4/02
 - 共同体原産製品の原産地証明書の採用に関する規則 C/REG.4 /4/02
 - 製品の工場出荷原価と付加価値の構成要素の決定に関する規則 C/REG.5/4/02

2.3 西アフリカにおける原産規則

2.3.1 総則

48. 西アフリカにおける商品の自由な流通は、他の自由貿易地域と同様に、原産規則を策定し、条件が定められる。これは製品と製造国間の地理的關係を定め、商品の自由な流通のメリットを統合地域原産製品のみが享受できるようにするものであり、重要である。言い換えれば、域外の製品を除外するものである。では、どのようにして非原産製品と原産製品を区別するのだろうか。WAEMU および ECOWAS では以下のとおり、この区別の基準を定めている。

2.3.2 基準

49. 特産品や手工芸品は域内を自由に流通する。以下の 3 つの基準のいずれかを満たす場合、工業製品は、貿易自由化計画のメリットの恩恵を受けることができる。

完全原産品

50. 量的に原材料全体の 60%以上が WAEMU または ECOWAS 原産である場合、製品は完全に原産品であると見なされる。

関税分類変更基準 (CTH)

51. 各製品は世界税関機構が策定したリストに従って HS コードごとに分類される。HS コードの最初の 2 桁までが税関一覧表の章番号 (類)、また 4 桁までが関税番号 (項)、6 桁までが細分番号である。
52. 完成品が、完成品以外の価格番号に分類されている材料の排他的使用を必要とする場合、関税撤廃の恩恵を受けることができる。この規則は、番号の変化が決定的でない、あるいは追加条件を課す場合に記載する例外リストの対象となる。
53. 例えばブラジルから輸入した黒糖から完成品を製造する砂糖精製所のケースを見てみよう。精製業の黒糖の HS コードは 1701.14.10.00 である。精製後、コードは 1701.14.10.99 となる。このように、作業後も関税番号は変更されず 1701 のままである。こうした条件において、精製糖は、関税番号の変更規則の点で、原産品と見なされない。

付加価値の基準

54. 原材料に完成品の工場出荷税別原価の 30%以上付加価値が加わる場合、商品は原産商品とみなされ、商品の自由な流通のメリットを享受することができる、すなわち、WAEMU または ECOWAS 加盟国への輸出の際、関税が免除される。

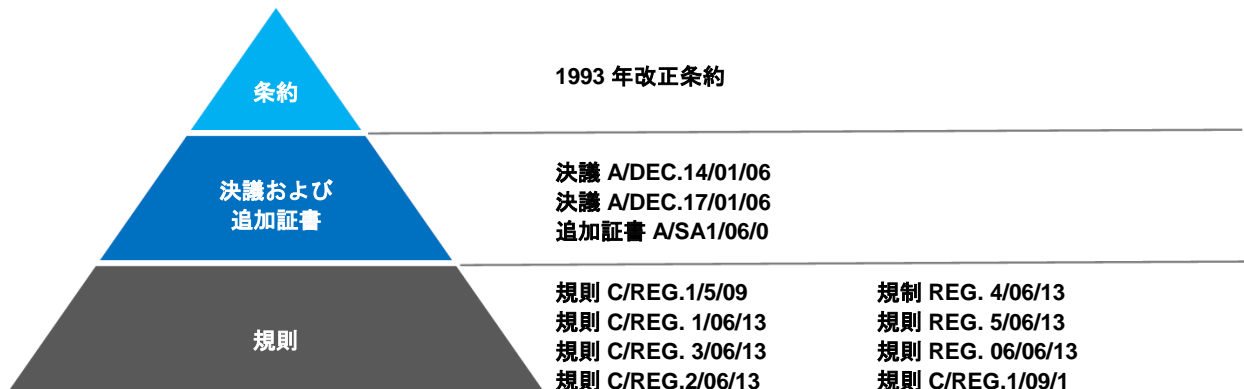
2.4 輸出業者向け認定証の重要性

55. 認定証は製品の原産性申告にあたって、行政が企業に対して発行する行政上の証書である。認定証に関して、コートジボワールにおいて ECOWAS 認定の場合は外務・アフリカ統合省が、また WAEMU 認定の場合は工業・鉱業省が発行する。認定証の取得にあたっては、以下の特別な手続きに従わなければならない。認定証の取得後、企業はその提示により、原産製品の地位の法的な、かつ「税関」における証拠となる原産地証明書を請求することができる。原産地証明書を輸入国の関税担当部署で提示し、関税の免除を受けるための商憑となる。
56. このように認定証は輸出時の通関免除プロセスを開始するものであり、輸出業者にとって非常に重要である。

3 ECOWAS の対外共通関税 (CET)

3.1 総則

57. ECOWAS 改正条約第 3 条において、地域経済統合を達成するため、自由貿易地域の設置と重要な段階の関税同盟の創設について定めている。自由貿易地域は 2000 年以降に有効となっており、これにより ECOWAS は対外共通関税 (CET)、およびその後の規制の採用によって関税同盟の完成を目指した。



58. プロセスは WAEMU 非加盟国 7 カ国の税関の関税の WAEMU CET (西アフリカ経済通貨同盟対外共通関税) への移行の実現可能性を探るため、ECOWAS の専門事務局 (2006 年、委員会となる) が 2001 年に開始した分析作業から始まった。つまり、WAEMU 諸国はすでに対外共通関税を持っていた。この枠組みにおいて、公的資金、経済組織、企業に関する当該シナリオを評価するため、各 WAEMU 非加盟国でそれぞれ影響評価が行われた。
59. こうした作業全体を基本とした、ECOWAS CET (西アフリカ諸国経済共同体共通関税) における製品の分類作業は、大規模な交渉を伴う参加型プロセスとなった。
- 西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU) 加盟国 : 8 カ国。2000 年から機能しており、最大 20% の WAEMU 対外共通関税を有していた。
 - WAEMU 非加盟国 : 7 カ国。それぞれ国の関税があり、場合により 20% を超えた。

3.2 ECOWAS CET 発効の実現に向けた長期プロセス

60. 作業開始から5年後、ニアメにおいて2006年1月12日に開催された第29回首脳・政府会議において、ECOWAS加盟国に向けた対外共通関税（ECOWAS CET）の採用が決定した。ただし、作業の設定に関して、各大臣に権限が付与された。
61. ECOWAS CET の異なる税率帯間の製品の分類作業に関する加盟国間の作業や議論を進めるため、また、この制度の設置に関するその他の問題について討議するため、第29回ニアメ首脳・政府会議では、2006年1月12日付決議A/DEC.14/01/06により、ECOWASの「対外共通関税管理 ECOWAS-UEMOA 共同委員会（CCGTEC）」の創設を承認した。同委員会は、WAEMU および ECOWAS 出身の加盟国の専門家および公務員で構成されている。
62. ECOWAS CET は2008年1月1日の開始を予定していたが、この期限を守ることができなかった。これにはいくつか理由があるが、特に、経済組織を保護するため加盟国の50%が第5番目の分類の導入を要求したことが原因である。なお、2006年1月12日付決議A/DEC.17/01/06により予定された ECOWAS CET の最高率はわずか20%であった。
63. この新たな問題に関して、この第5関税帯の導入の影響を評価するため、ECOWAS 委員会による詳細な研究の実施、および合同専門委員会の複数の会議が必要であった。これら分析の結果により、脆弱な工業部門の保護の保証にも50%は過剰であり、35%で十分であるとの結果が出された。このプロセスの後、2009年6月22日、アブジャで開催された第36回会議で35%の率の第5関税帯の設定が承認された。
64. 2006年から2013年にかけて、各国の立場を調整し、妥協点を見つけ、閣僚理事会の勧告を策定するため会議が組織され、全ての国を集めた ECOWAS-WAEMU 共同技術委員会が13回開催された。
65. 2013年6月20日の第70回閣僚会議において、様々なカテゴリーからなる商品リストならびに ECOWAS CET 実施関連規則が採択された。2013年9月1日開催の第71回閣僚会議において追加保護措置が採択された。
66. 首脳らは様々な規則を承認し、CET の発効日を2015年1月1日と定めた。また、共同体の課徴金に関して現行措置を採用し（WAEMUについて1%、ECOWASについて0.5%）、後の5年間、この件に関する研究を行うよう求めた。

3.3 製品分類に使用する基準

67. ECOWAS CET の製品分類作業には次の 3 つの段階があった。

- WAEMU CET の分類の基礎に関する交渉
- 第 5 関税帯の基礎に関する交渉
- WTO に対する各国のコミットメントから生じる調整

68. これら作業を以下の基準に基づいて行った。

3.3.1 最初の 4 つのカテゴリーの基準

- 製品の加工や処理の程度
- 特定製品の共同体の生産能力、およびその利用可能性
- ECOWAS 加盟国の税関収入の保護
- 製品の社会的特徴

3.3.2 第 5 関税帯の基準

- 製品の脆弱性
- 経済的多様性
- 地域統合
- 産業振興
- 高生産能力

69. 地域が促進を望む部門について理解するために重要なこれら基準の詳細は次のとおり。

製品の脆弱性

70. 製品の脆弱性の基準は、特に輸入品との競争における脆弱性である。農産物および農業加工製品に関する脆弱性は、いまだ繰り返し食糧危機に見舞われる西アフリカ地域の食糧の安全への貢献として理解される。

71. 脆弱性の基準は、次の指標を使用して読み取ることができる。

- 不正競争
- 保護水準
- 代替製品
- 自給率
- 製品へのアクセスの安定性
- 栄養需要に対する製品の貢献
- 消費額

経済的多様性

72. 経済的多様性の指標は以下のとおり。

- 下請け企業の創設、および他の職業団体への統合の観点で製品の多様化または部門の潜在性。1～5点の「専門家評価」点が付けられる。
- 部門においてコミットメントする農場経営者の割合。これは、部門全体の生産にコミットメントする農場経営者のうち、部門においてコミットメントした経営の比率である。
- 税収への影響。

地域統合

73. 地域統合の基準は、地域の境界における保護を高めることによる、各製品の商業的創出の推定水準を通じた、地域内の製品の輸出の発展の可能性および地域のフローを参考とする。

産業振興

74. これは次の事項に関係する。

- 特定の産業や部門においてコミットメントされた推定農業総労働力を通じて評価される、製品別の雇用創出。
- 国または地域レベルの農業従事者の平均総収入について、各部門から引き出された平均所得の報告から得られた、各部門から引き出された住民1人当たり所得の比率の推定から得られる、製品がもたらす所得。
- 国または地域水準の特定の部門においてコミットメントされた全生産者のうちの貧困生産者の比率によって把握される既存の平均脆弱性の水準。説明の規模および所得水準は、生産者の「貧困性」の選択指標として役立つ。

高生産能力

75. 高生産能力の基準の参考は次のとおり。

- 農村経済における部門の重要性。国および地域レベルで、製品の農業 GDP に対する寄与により測定する。
- 付加価値のポテンシャル。国内企業全体の総合付加価値に対する部門の付加価値の割合の測定により把握する。

3.4 ECOWAS CET の構成要素

3.4.1 総則

76. ECOWAS CET の構成は次のとおりである。

- 関税・統計一覧。共同体が採択した世界税関機構（WCO）の「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」に基づく。
- 輸入品に適用される関税・税金の表は次のものを含む。
 - 製品カテゴリーにより異なる関税
 - 統計的使用料
 - ECOWAS 共同体課徴金
- 貿易保護措置
 - 従来のセーフガード、相殺関税、アンチ・ダンピング税
 - 保護の補助：輸入調整税と追加保護税。

3.4.2 関税・統計一覧

77. ECOWAS CET は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」の要件、および ECOWAS と WAEMU の 2 委員会共同での世界税関機構（WCO）および世界貿易機関（WTO）の指摘事項の考慮により、策定された。

78. ECOWAS CET の計画では 10 桁の数字に 5,899 品目が含まれていたのに対して、世界税関機構（WCO）の「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」2012 年版では、6 桁の数字に 5,205 品目が含まれていることに注意する。

3.4.3 輸入品に適用する関税・税金

79. ECOWAS CET では関税・統計一覧は次のとおり 5 種類に分けて命名されている。

カテゴリー	率	商品の特徵	関税分類品目の数
0	0%	基本的社会製品	85
1	5%	基本的必需品、原材料、設備商品、特別投入財	2,146
2	10%	投入財および中間製品	1,373
3	20%	最終消費財	2,165
4	35%	経済発展のための特殊商品	130

80. さらに、これら製品に下記のものが適用される。

- 統計手数料 1%。免除されるか否かに関わらず、すべての輸入品に適用される。
- 共同体課徴金。現在水準が固定されていない。つまり、すべての国が ECOWAS 共同体課徴金 0.5% を、また WAEMU 加盟国は、WAEMU 連帯共同体課徴金のため追加 1% を支払う。最終目標はすべての国のレートを調和させることである。

3.4.4 貿易保護対策

81. 貿易保護対策には2つの柱があり、WTO規則に由来するもの、およびWAEMU CETを基本とするものである。

WTOに基づく貿易保護対策

82. 国際貿易の原則と目標は、貿易自由化と市場の段階的開放である。しかし、多角的貿易体制においては、機能不全が認識され、国を脅かす場合には歪みを修正・除去するため、適切な措置を取ることが可能である。その意味で、第三国企業の不公正な貿易慣行から共同体の企業を守るため、ECOWASでは次の是正措置を採用している。

- ❖ アンチ・ダンピング措置
- ❖ 相殺措置
- ❖ セーフガード措置

アンチ・ダンピング措置

83. 2013年6月21日付規則C/REGG/06/13は、ECOWAS非加盟国によるダンピング対象の輸入品に課す保護措置を定めている。
84. 第三国からのある輸入品が、輸出国での消費向けの同様の製品の通常の商業取引の際に実施される比較可能な価格に対して正常な価格を下回る価格で、共同体域内に導入されたとき、ダンピングの対象となったとみなされる。正常な価格とは、輸出国の独立した販売者と購入者間の通常の商取引中に生じる代表的な販売の際に、実際に支払った価格または支払われる価格である。
85. 共同体における消費が、共同体の生産分野に被害を及ぼす、あるいはその可能性がある場合、もしくは、共同体内での当該生産分野の創設を著しく遅らせる場合、すべての製品は、アンチ・ダンピング関税の対象となる。
86. WTOの規定に基づくときのみ、第三国からの輸入品に対して、連合の管轄当局がアンチ・ダンピング措置を講じる。当局は、以下の決定にあたって、調査を命じなければならない。
 - 対象製品がダンピングの対象となっていること。
 - 共同体の生産部門が損害を受けた、または損害を受ける恐れがあること。
 - 生じた損害または損害の恐れとダンピング対象となる輸入に因果関係があること。
87. 損害の有無の決定は、以下に関する肯定的証拠に基づき、客観的な点検を伴う。
 - ダンピング対象となった輸入量。国内市場における類似製品の価格に対するダンピング対象の輸入品の影響。
 - 共同体の生産分野へのこれら輸入の影響。
88. 適切な証拠を提出し、ダンピング対象となった輸入品が損害を与えていることを示されなければならない。

相殺措置

89. 2013年6月21日付相殺関税に関する規則 C/REGS/06/13 において、相殺関税を、共同体でのその消費が、共同体の製造分野に重大な損害を引き起こす、あるいは引き起こす可能性のある製品の製造、生産、輸出、運搬にあたって直接または間接的に認められた補助金全般を相殺するために課されるものと定めている。
90. 次の場合、補助金が存在するとみなされる。
- 原産国あるいは輸出国の領土内の政府による、あるいは何らかの公的組織が資金拠出をする場合。
 - または WTO の意味での何らかの形態の所得支援や価格支援がある場合。
 - それによってアドバンテージが付与された場合。
91. 損害の有無の決定は、肯定的証拠があること、および以下の客観的検査を伴っていないなければならない。
- 補助金の対象となった輸入品の量。
 - 共同体市場における同様の製品の価格に対するそれら輸入品の影響。
 - 共同体内のそれら製品の生産に対する輸入品の影響。
92. 重大な損害の脅威の存在を特定するため、特に、次の要因について点検を行う。
- 問題の補助金の特徴と影響を招くと考えられる商業的影響。
 - 輸入の著しい増加の可能性を示す、共同体市場での助成金対象となる、輸入の大幅な増加率。
 - 輸出業者の十分かつ自由に持つ能力、またはこの容量の切迫した重大な増加。これが追加の輸出を吸収する可能性のある他の輸出市場の存在を考慮し、共同体への補助金の対象となる輸出の大幅な増加の可能性を示している。
 - 国内価格を著しく縮小させる、あるいは値上げを著しく妨げる可能性のある、または新たな輸入の需要を恐らく高める価格での輸入品の到来。
93. 製品の在庫も調査対象となる。相殺関税の調査は、通関手続きの障害とならない。次の場合、暫定関税が課される。
- 調査がすでに始まっている。
 - そのための通知が公表されており、利害関係者に情報を提供し、指摘事項を作成するための適切な可能性が準備されている。
 - 肯定的な事前確認により、輸入品が、相殺措置が課され得る補助金を受けていること、また、共同体の産業への損害が生じることが確定している。
 - 共同体の利益のため、損害を防止するためのこれら活動を必要とする。
94. 暫定関税は、手続開始後 60 日目から 9 カ月後までに課さなければならない。その期間は 4 カ月以内とする。
95. 暫定相殺関税の額は、確定した暫定的な相殺措置が課せられる補助金の合計額を超えてはならないが、低い関税で共同体の産業が被る損害が十分防止できる場合、この額未満でなければならない。

セーフガード措置

96. 2014年6月21日付規則 C/REG4/06/13 では、ECOWAS におけるセーフガード措置について定めている。この保護措置の目的は、関連産業に重大な損害を引き起こす、または引き起こす恐れのある製品の輸入の増加に対して、特定製品の産業を保護することである。
97. こうして設定された保護措置は、第三国の原産品の共同体への輸入の際、あるいは消費時に適用されるが、その際、次の条件が整っていないなければならない。
 - 現地生産の製品と類似の、または競合する製品の現地生産と関連する、絶対的な量と数の増加。
 - 輸入の増加による現地生産に深刻な損害や深刻な存在の脅威の存在。
 - 輸入増加と損害との因果関係。
98. セーフガード措置は重大な損害の防止または修復のため、あるいは生産部門の調整を容易にするため、必要な範囲内で、共同体域内で適用される。セーフガードは、量的制限または追加関税の形で適用することができる。
99. 共同体は、組織として、または加盟国に代わってセーフガード措置を適用する権限を有する。
100. セーフガード措置が追加関税の形をとる場合、当該商品の関税評価額に応じてメニューを決める。セーフガード措置の適用により発生した製品の清算および回復を行う場合、共同体課徴金適用と同じ手順に従う。
101. セーフガード措置の提供を正当化する要素は次の要素を網羅していなければならない。
 - 輸入量：絶対数に関して、あるいは現地の生産や消費との相対値において、著しく輸入量が増えている。
 - 輸入価格：類似品または競合品の価格と比較して著しい値下げ、あるいは乱高下がある。
102. 重大な損害の脅威が確認された場合、委員会は、このような脅威が現実の損害に発展する可能性があることが明らかに予見できるかを審査する。この点で、次の要因も考慮する。
 - 共同体における輸出の増加率。
 - すでに存在する、または将来存在すると考えられる、輸出国または原産国の輸出能力、またはその能力に起因する輸出が共同体を対象とする可能性。
103. 暫定セーフガード措置を 200 日以内の期限で適用できる。この措置では、調査後に損害または損害の脅威が確定されなかった場合、追加関税の還付を行う。
104. セーフガード措置は、重大な損害の防止または修復のため、また共同体の生産者の調整のため、必要な期間、適用しなければならない。この期間は最大 4 年間に制限される。
105. 上記期間の終了時、セーフガード措置が損害の防止または修復するため、やはり必要であることが証明された場合、当初の適用期間は 4 年、必要であればさらに 2 年延長される。
106. 新しいセーフガード措置は、非適用期間が 2 年以上であること条件に、この措置が、前もって適用される期間、期間の半分に相当する期間の後、当該措置の対象となった製品の輸入に適用される。

WAEMU CET に基づく追加保護措置

107. CET によって新しい状況が生じることから、調整期間が必要であること、また、WTO タイプの対策よりも簡単に発動できる保護措置が必要であることが判明した。各国に関税分類品目の 3%以上について CET に定めたものと異なる関税の暫定適用が許可されるのはそのためである。
108. また、2013 年 9 月 30 日付規則 C/REG.1/09/13 により、輸入調整税 (1) および追加保護税 (2) が設定された。これは第三国原産品に適用されるもので、加盟国が 2015 年 1 月 1 日から 5 年間使用する。しかし、輸入調整税、あるいは追加保護税を含む、最恵国 (MFN) 関税率は 70%を超えてはならない。

輸入調整税

109. 輸入調整税は、ECOWAS CET の特別最恵国関税が、規則の発効日にその国が適用する最恵国関税と異なる場合、加盟国が適用することができる暫定適用税である。調整税の最大水準は、この規則の発効日の国の最恵国関税と ECOWAS CET の差額である。
110. 輸入調整税の適用を希望する加盟国は、ECOWAS 委員会に、その実施の 30 日前までに当該税を利用する意向を通知する。その際、ECOWAS の回答を待つ必要はない。委員会は、20 日以内に当該税の適用条件の遵守のため、必要な措置を講じ、これについて加盟国に通知する。
111. 通知には次の事項を記載しなければならない。
 - 対象製品
 - TEC において対応する関税分類品目
 - 当該国内での適用関税率
 - 提案される調整税の水準
 - 調整税を伴う最終的な最恵国関税率
 - 調整税実施の予定期間
 - 関税率譲許スケジュール
112. この税の適用を逃れる地域が複数あり、事態を明確にするための実施規則の設定が予定される。これは特に、投入財価格の高騰や生活費高騰対策など、様々な理由で CET よりも低く税金を維持したい場合などである。

追加保護税

113. 追加保護税は、下記の場合、加盟国が第三国からの輸入品に適用することができる ECOWAS CET への追加の税金である。
 - 1 年間、その加盟国の関税地域に入る製品の輸入量の増加が一定の閾値を超える
 - 特定の 1 カ月間、その加盟国の関税地域に入る製品輸入の平均 CIF 価格が一定の閾値を下回る。
114. 追加保護税は、量の増加時の最初の測定への言及から最大 2 年間維持でき、CIF 価格が変動する場合、1 年間維持できる。加盟国は、WTO へのコミットメントに従い、追加保護税の水準を自由に決定できる。
115. 適用を希望する加盟国は、代替策を探すため、まず ECOWAS 委員会に相談しなければならない。相談は、国が提示した認可申請に基づき、30 日以内に行われる。
116. 協議後、加盟国が産業を保護するために ECOWAS CET より高い関税の適用を望む場合、ECOWAS 委員会は、追加保護税の適用認可のため、CET 管理委員会の意見を求める。
117. 認証請求には次の事項を記載しなければならない。
 - 提案製品、および措置に関連する関税分類品目
 - 最新 3 年間の該当製品の貿易統計、平均輸入量の計算、または場合により輸入 CIF 価格。
 - 希望する追加保護税の提案水準、および適用する最恵国関税。
 - 追加保護税賦課の提案期間。
 - ECOWAS 委員会と他の加盟国に講じることを可能とする何らかの措置に基づき構築されることを可能にする、何らかの他の適切な情報。
118. 委員会は、請求国が提供する情報を検証しなければならない。また、必要であれば追加情報を要求しなければならない。ECOWAS 委員会は、共同管理委員会の会合以後 30 日以内に決定を行うため、必要な措置を講じなければならない。
119. 追加保護税の適用許可は、共同体官報に掲載しなければならない。

3.4.5 規則上の追加措置

120. 従来の随伴措置に加えて、ECOWAS の閣僚理事会は、規則上の措置の調整規則を設定した。これは 2 つあり、まず特定の完成品よりも高く課税される投入財に適用される手続きを定める 2013 年 6 月 21 日付 C/REG. 3./06/13 規則、そして ECOWAS 内の商品の税関価格の決定に関する規則 C/REG. 2106/13 である。

特定の完成品よりも高く課税される投入財に適用する手続き

121. 加盟国はすべて、それらが使用される製造用完成品よりも高く課税される投入財に対する通関停止制度の使用について、規則が定める条件で許可される。
122. その輸入の際、関連するカテゴリ 0 の製品の製造用の投入財は、再輸出加工用一時輸入許可として申告される。
123. 消費にあたって、対象となる投入財は、相殺完成品について予定される税制の恩恵を受ける。さらにそれらは、再輸出加工用一時輸入許可の一般制度により、予定される延滞利息が免除される。
124. 加盟国は、関連する投入財、簡略化された手順および国際条約が定める円滑化措置全般、共同体規則、および国の法律に自国の領土で利益受けさせることができる。

ECOWAS 内の商品の税関価格の決定

125. 対外共通関税の関税・税金の徴収のため定められた商品の価格を輸入品の関税評価額と呼ぶ。国の間で、また同一地域の事業者間での差別を避けるため、関税評価額の決定方法を ECOWAS 加盟 15 カ国で同一とすることが重要である。
126. このため、輸入品の税関価格の決定方法は商品の関税評価額の決定に関する規則 C/REG.2106/13 第 3 条、第 5 条、および第 10 条の対象となる。
127. 輸入品の関税評価額は、取引価格とする。すなわち、当該規則第 4 条の規則に従って調整を行った後、共同体に向けて輸出用に販売する際、商品に対して実際に支払った、あるいは払う予定の価格である。

128. これに次のものを追加する。

- 買い手が負担するが、商品に対して実際に支払った、または支払う予定の価格に含まれないと推測される要素。
 - 購入手数料を除く、手数料および仲介料。
 - 商品と一体化する、通関のため処理された容器のコスト。
 - 労働力および材料を含む梱包コスト。
- 費用なしで、または低コストで買い手から直接または間接的に提供された下記の製品およびサービスの適切に控除された価格、また、この価格が、実際に支払った、または支払う予定の料金に含まれてない場合、輸入商品の輸出の際の生産および販売の際に使用される価格。
 - 輸入品に組み込まれた、同様の材料、部品、要素。
 - 輸入品の生産に使用されるものと同様のツール、型、オブジェ。
 - 輸入品の生産にあたって消費される材料。
 - 共同体以外で実施される、輸入品の生産に必要な、エンジニアリング、研究、アートおよびデザイン、計画およびスケッチに関する作業。
- 実際に支払った、または支払うべき料金にロイヤリティや使用料が含まれている場合、購入者が支払うべき、評価対象商品に関するロイヤリティやライセンス使用料。
- 売り手に返される、輸入品の転売、譲渡、後の使用にあたっての製品の全範囲の価格。
- 港湾または輸入地までの輸入品の輸送コスト。
- 港湾または輸入地までの、輸入品の輸送に関連する荷積み、荷卸し、および役務の費用。
- 保険費用。

3.5 WAEMU CET による ECOWAS の関税同盟の影響

3.5.1 CET の目標

129. CET は ECOWAS の共通市場へのアクセスを保証し、ECOWAS 諸国にとって地域の非原産商品に同じ関税・税金の適用するものとなる。CET は WAEMU 非加盟諸国の様々な国の税や WAEMU CET を代替する。
130. CET は、ECOWAS 共同体における現行関税システムの簡素化につながる。国の関税・税金の種類が増加し、複雑化したため、ECOWAS CET はすべての国に共通の調和の取れたシステムを提案している。こうした措置により、単一の国土としてみなされる域内の投資を容易にする。
131. ECOWAS CET は、基本的に自由ではあるが、WTO の自由貿易を見据えたものとなる。WTO によると、TEC は高い関税によって国際貿易を妨げてはならず、そのため、最低限の保護システムを推奨する。ECOWAS CET は最高関税率が 35% と、国のいくつかの税よりかなり低く、この規則に従っている。
132. ECOWAS CET は、共同体の生産を活性化する機能を有している。原材料や投入財に対する関税の削減により、企業は競争力のあるコストで完成品を製作し、販売する作ることができる。一方、ECOWAS 非加盟国原産の同一の完成品には大きく課税される。

3.5.2 WAEMU からの変更

133. 全体的には、WAEMU CET に対して 612 品目がカテゴリーを変更した。5,287 品目については変更がなかった。関税分類品目の 10% を若干下回る 612 品目のうち 251 品目が増加したが、そのうち第 5 関税帯への増加が 130 品目、また 361 品目は減少した。

TEC UEOA と ECOWAS CET の変更の表

ECOWAS 率		0%	5%	10%	20%	35%	
WAEMU 率							
0%		66	7	1			74
5%		16	2,013	28	26		2,083
10%		2	58	1,128	59	6	1,253
		1	68	216	2,080	124	2,489
20%		85	2,146	1,373	2,165	130	5,899

134. 上記の表について。
- WAEMU TEC が 0% であった 8 品目が、現在、5% (7 品目) または 10% (1 品目) となっている。
 - WAEMU CET 5% の 70 品目がカテゴリーを変更し、そのうち 26 品目が 20% となった。
 - WAEMU CET 10% の 125 品目のカテゴリーが変更され、そのうち 6 品目が 35% になった。
 - WAEMU CET 20% の 409 品目が ECOWAS CET の他のカテゴリーに代わり、そのうち 216 品目がカテゴリー 2 (10%) に、また 124 品目が第 5 関税帯 (35%) に移行した。

135. これら変更により影響を受けた経済事業者は、必要であれば、商業防衛策を講じたり、5年間の移行期間の枠組みで予定される調整の恩恵を受けるために TEC 全国委員会に相談することができる。
136. また、ECOWAS CET は全国レベルで収益に影響を与える可能性がある。この影響は、国によって異なる。

3.5.3 国レベルの収益に期待される効果

137. 短期的には、関税が下がった製品の輸入国に関して、税関収入の減少が予想されるだろう。ところが、この減少について、関税の下落が小売価格に反映される場合には当該製品の輸入量の増加によって相殺される可能性がある。
138. この中和効果は、小売価格の低下した場合の消費者の反応の規模によっても変化する。ちなみにこれらの効果は、生きた動物、コーヒー、紅茶、スパイスなどの輸入国に関係する。
139. 関税の低下により、関税収入が明らかに減少する場合、国が付加価値税や個別税（例えばアルコールやタバコ税）の引き上げによる一部相殺を検討することができる。しかし、特に大量消費製品などの小売価格の上昇に導かれる可能性もある。収入が一定の場合、国民の購買力の低下を招く。
140. 長期的には、関税の均一性は、生産要素のより良い再配分のため、生産性の向上につながるはずである。例えば、家具製造会社は、ECOWAS CET によって、木材の輸入について裁定ができなくなることから、労働力が安い国に進出することを好むだろう。しかし、長期的な効果は、生産国と関係のない ECOWAS 域内のどこでも販売可能な交通や通信インフラの存在によって条件づけられる。

3.5.4 コートジボワールの収益への影響

141. コートジボワールと貿易相手国間の貿易を見ると、EU がコートジボワールの主要市場であることがわかる。しかし、輸出入の両面でコートジボワールは欧州市場から徐々に世界の他の地域にシフトしている。なお、共同体各国と EU 各国との取引は大部分が主に加工製品が占めているものの、その規模は小さい。

	UEMOA	ECOWAS	EU	RDM
2007	1%	1%	50%	48%
2008	1%	1%	41%	57%
2009	2%	1%	39%	58%
2010	2%	12%	32%	52%
2011	2%	4%	34%	60%

資料：BNETD

142. カテゴリー変更製品による収益を比較すると、ECOWAS CET によりもたらされたコートジボワールの収益の伸び率は約 4~5%と推定されている。この増加の大部分は、第 5 関税帯の創設によるものである。静的観点で推定される影響への動的効果を考慮するため、どのように輸入状況が変化するかを確認しなければならない。新しい TEC によるこの保護の高まりは、世界貿易機関（WTO）への複数の国のコミットメントへの影響がないわけではない。

3.5.5 多角的貿易体制に関連する影響

143. こうして構造化された TEC の事前計画は、多国間の枠組みにおける地域と加盟国の義務の点から、2012年7月のジュネーブの WAEMU-ECOWAS 合同ミッションにおいて WTO や UNCTAD などの国際機関の評価にかけられた。
144. そして、共同ミッションの鑑定により、上記の ECOWAS TEC 計画が、全体的高影響に関して、GATT 第 24 条の要件を満たしていないことがわかった。
145. GATT 第 24 条は、締約国、または個別に協定に加盟する国は当事国同士で関税同盟を設定できると定めている。ただし、この関税同盟が適用する関税が、第三国の全体的高影響がないことが条件となる。つまり、WTO の他加盟国に対する関税の再調整を招かないようにしなくてはならないのである。
146. 域内の関税の平均加重率が 10.15%であるのに対して、コトヌー協定の構造における ECOWAS CET は平均加重率 11.166%であり、そのままの状態を採用されていた場合、GATT 第 24 条の規定を遵守していなかった。
147. また、35%の第 5 関税帯の創設が複数の関税分類品目の再調整につながった。現状では、ECOWAS CET は多くの加盟国の連結関税水準のコミットメントの点で、WTO 違反となる。つまり、GATT 第 II 条は委譲リストの原則を課しており、各締約国は、委譲リストに記載されるより高い関税や他の課税を適用しないことを約束しなければならないのである。
148. さて、コートジボワールなどの国では最大連結関税率が 20%、連結平均率が 11.2%であり、約 934 品目の関税分類品目、すなわち現行の関税品目合計数の 34.10%が違反していることになる。
149. この連結率の超過問題はコートジボワールだけに関係するものではない。そのため、個別または集団の議論により WTO にその解決を約束する必要がある。

3.6 促進すべき地域の経済部門

150. 第5関税帯に移行した製品は、地域が経済・社会発展の一環で推進したいと考えるものと同一であることを前提とする。したがって、これら130関税分類品目のいくつかを紹介することに高い関心が払われる。

3.6.1 カテゴリー3からカテゴリー4へ（率：20%から35%へ）： 関連124品目

- 生鮮・冷蔵の牛肉
- 生鮮・冷蔵・冷凍の豚肉
- 生鮮・冷蔵・冷凍の羊、ヤギ肉
- 生鮮・冷蔵・冷凍の牛、豚、羊、ヤギ、馬、ロバ、ラバの食用内臓
- 生鮮・冷蔵・冷凍のNo.01.05の鶏の肉および食用内臓
- 塩漬け・塩水漬け・乾燥・燻製の肉および食用内臓
- バター、凝固ミルク・クリーム、ヨーグルト、ケフィア、発酵または酸化ミルク・クリーム
- 殻、生、缶詰、調理済みの鳥の卵
- 生鮮・冷蔵状態のジャガイモ
- 生鮮・冷蔵状態の玉ねぎ、エシャロット、ニンニク、ネギ、他のネギ属の野菜
- 未調理、または煮た、蒸した、あるいは冷凍した野菜
- 精鍊しているが、化学変化をしていない落花生油およびその留分
- 精鍊しているが、化学変化をしていないパーム油およびその留分など。

3.6.2 カテゴリー2からカテゴリー4へ（率：10%から35%へ）： 関連6品目

- 有機界面活性剤（せっけん以外）。界面活性剤、せっけん用剤（洗浄補助剤を含む）、および洗浄剤。No.34 01以外のせっけんと同一内容物。
- 綿生地。綿の重量が全重量の85%未満で、合成または人造繊維を中心に混合した、あるいは単独の、重量200グラム/平方メートル以下のもの。
- 綿生地。綿の重量が全重量の85%未満で、合成または人造繊維を中心に混合した、あるいは単独の、重量200グラム/平方メートルを超えるもの。

3.7 域内各国における ECOWAS CET の実施状況

151. ECOWAS CET は西アフリカ関税同盟の設立プロセスの一環で、2015年1月1日に正式に発効された。しかし、まだすべての国で適用されておらず、この新しい関税のすべての規定を満たしていない国もある。
152. ECOWAS 閣僚理事会は、TEC とその後続規則を採用し、CET の実施に関する年次報告書を提出するよう委員会に指示した。2015年8月に全加盟国を訪問したのはこのような状況を受けてのことであった。その目的は次のとおりである。
 - ECOWAS CET の実施状況を評価する。
 - 実施過程で直面する課題を特定する。
 - これら課題に対処するための措置を提案する。
153. 本章では、2015年8月31日付けの同報告書の経済的側面を紹介する。

3.7.1 ECOWAS CET の国別の実施現状

154. 加盟国 8 カ国が ECOWAS CET を実施した：ベナン（2015年1月以降）、ブルキナファソ（2015年1月以降）、コートジボワール（2015年1月以降）、マリ（2015年1月以降）、ニジェール（2015年4月以降）、ナイジェリア（2015年4月以降）、セネガル（2015年1月以降）、トーゴ（2015年1月以降）。つまり、ギニアビサウの例外を除いて、すべての WAEMU 諸国が新たな TEC を適用している。
155. ガーナは、2016年1月に実施を予定しており、議会における採択の待機中であった。
156. 加盟国 2 カ国、ガンビアおよびシエラレオネは、全国の税関コンピュータシステムへの TEC の統合のための技術支援の必要性を評価した。また、シエラレオネではエボラ出血熱禍が原因でプロセスに遅滞が生じた。
157. ポルトガル語圏 2 カ国、カーボベルデとギニアビサウも、やはり、議会の承認により誓約済みで、ポルトガル語版の公式伝達の待機中であった。
158. リベリアとギニアがエボラ危機の発生により遅れている。しかし、両国は、CET の実施のための準備の最終段階であった。

3.7.2 課題と予測

159. 他の国に関しては、報告書では 2016年1月からの実施を検討している。
160. ECOWAS CET 実施国に関して、新しい関税名称の使用が主要な課題となっていた。税関職員の研修が行われたほか、経済事業者、国会議員、ジャーナリスト、市民社会関係者に対する啓発活動が行われた。ニジェール以外に、7カ国に TEC 全国委員会があり、課題に対応するために努力している。
161. 残念ながら、ECOWAS 委員会はリストにおいて各国の TEC 違反製品について報告していない。しかし、ナイジェリアが課した輸入禁止以外は、当初 CET 率非適用資格を有する品目の 3%の閾値（すなわち 177 関税分類品目）を 8カ国が遵守したと言える。コートジボワールに関しては、12製品が追加措置を使用し、すべてが輸入調整税の対象となった。

4 欧州連合との経済連携協定（EPA）

162. アフリカ・カリブ海・太平洋地域（ACP）諸国の発展に向けたヨーロッパの協力コミットメントは、今日、EPA を中心とした具体化に向けた計画により進展している。
163. ローマ条約において、欧州開発基金の創設により、すでにアフリカ諸国への技術的・財政的支援が検討されていた。1963年のヤウンデ協定（植民地独立後のインフラ援助と資金調達）により本格的な協力が始まった。ロメ協定によって、ACP 諸国から EC への輸出に非互恵的関税が優遇された。第 2 次ロメ協定と第 3 次ロメ協定に続く第 4 次ロメ協定では収支への支援が中心となった。その後、2000 年のコトヌー協定により、2007 年 12 月 31 日を期限とする経済連携協定の交渉および締結について発表があった。15 年以上経過した現在、複数の ACP 地域がいまだ交渉が続いている。

4.1 ローマ条約からコトヌー条約へ：ヨーロッパと ACP 諸国との優先的關係

4.1.1 ローマ条約

164. ローマ条約ではその第四部「国と海外領土の連携」の規定によってその経済連携を具体化した。ローマ条約同部では、加盟国が自国と連携する領土との例外的な関係を保持・維持することができるように連携制度を定めていた。
165. しかし、アフリカ諸国が独立を獲得したため、これら国々と EEC との間で新たな協定を交渉しなければならなくなった。こうして、ローマ条約の連携政策は、EEC とアフリカならびにマダガスカル諸国（AASM）6 カ国との関係の法的手法を定めたヤウンデ協定に移された。

4.1.2 ヤウンデ協定

166. ヤウンデ協定は、独立国との交渉という点で、のローマ条約の当初の適用協定とは異なっている。協定により、交渉された契約上のコミットメントを通じてアフリカ諸国向けの一方的特惠制度を徐々に置き換えられ、ローマ条約の連携政策の改善が図られた。ヤウンデ協定の制度は、特にバナナ市場の編成に顕著である。第 1 次ヤウンデ協定は主に貿易上の特権と資金援助を付与するもので、第 2 次ヤウンデ協定 EEC と AASM 諸国 19 カ国間）は、より強い政治的コミットメントにより注目された。協定は、かなりの部分がインフラ構築のための欧州開発基金（EDF）と輸入代替政策の支援に割かれた。

4.1.3 ロメ協定

167. ロメ協定はEEC9カ国とACP諸国46カ国の間で締結された。協定により3つのACP-EU共同機関が創設された。すなわち閣僚理事会、大使委員会、同数議会会議である。第1次ロメ協定は、イギリスに対して、ヤウンデ協定に定めた貿易特惠をコモンウェルスの複数の国に拡張することを可能とした。第1次ロメ協定の貿易政策では、特に農業やインフラ施設が優先された。第2次ロメ協定（1980年～1985年）はACP諸国57カ国と締結され、第5次欧州開発基金（EDF）の枠組みで資金供給が行われた。第2次ロメ協定の主な新しい点は「鉱産物生産、輸出能力維持制度（SYSMIN）」の設立であった。ACP諸国における干ばつと飢饉の問題によって、食料安全保障と農村開発に関する第3次ロメ協定および第6次欧州開発基金の政策の枠組みが再設定された。これはインフラ以上に差し迫った問題を解決するためであった。
168. 最後に、10年間（1990年～2000年）の期間に向け締結された第4次ロメ協定では、貿易、財務、インフラの枠組みを越え、開発の概念の新しい視点が導入され、ロメ協定の歴史的転換点となった。つまり、第4次ロメ協定では環境条項（有害廃棄物、森林保全）が導入されたのである。しかし、ACP諸国への欧州の誓約にもかかわらず、貿易量は増加せず、開発も実施されなかった。2000年にコトヌー協定が生まれたのはこうした背景を受けたものである。

4.1.4 コトヌー協定

169. コトヌー協定は、20年の期間に向けて、2000年に締結された。ただし、5年毎に再検討が行われる。同協定の誕生した背景には、ロメ協定の25年の経験および経済状況の悪化の新たな確認、冷戦の終結、国際関係の新たなダイナミクスなどが挙げられる。コトヌー協定には目標達成のため、次の5つの主要な柱がある。
- グローバルな政策協力。
 - 各国の利害関係者間の参加型アプローチの推進。
 - 貧困削減のための戦略の開発。
 - 経済・貿易協力の新たな枠組みの構築。
 - 金融協力の改革
170. ヨーロッパがACP諸国77カ国に特惠を付与し続けられるよう、EUは、WTOから大きな特例措置を獲得した。この特例措置の予定期間は7年間であり、そのため、WTO規則と互換性がある協定を、2007年12月31日までに締結しなければならなかった。

4.2 EPA 交渉の状況確認

171. ヨーロッパと、当時 5 地域に分割されていた ACP 加盟国（西アフリカ（ECOWAS 諸国とモーリタニア）、東アフリカ、中央アフリカ、カリブ海、太平洋）との経済連携協定（EPA）が締結されたのはその期限の 2007 年 12 月 31 日であった。

4.2.1 非対称貿易モデルの混在の結果

172. ACP 諸国（アフリカ、カリブ海、太平洋）と EU の特別な貿易関係は、長い間、南北貿易の協力モデルと考えられてきた。1975 年以降、欧州連合（EU）が提供する貿易特惠に基づく（つまり互恵的ではない）この関係は、ACP 諸国原産の農業・鉱業品の大部分の、欧州共同体（EC）市場への自由なアクセスを基本とした。
173. しかし、この特惠的アクセスは、地域経済にとっても ACP 諸国の成長にとっても実質的に刺激とならなかった。つまり、このような商業協力の混在の結果を受け、ACP 諸国と欧州連合（EU）は、2000 年 6 月、「コトヌー協定」と呼ばれる特別なパートナーシップ協定を締結した。この協定は、「経済連携協定（EPA）」の名で知られる、こちらは互恵貿易の優先に基づく、自由貿易協定の発効を 2008 年 1 月 1 日に予定する、EU と ACP 諸国の関係の抜本的改革が含まれる。つまり、EPA は、相互に利害を分かち合う分野における EU と ACP 諸国間の自由貿易の発展を目指す、商品貿易の域を超えることもある貿易協定である。

4.2.2 EU と全 ACP 諸国のとの EPA 交渉

地域協定

174. コトヌー協定の規定に基づき、EPA 交渉は地域レベルで行わなければならない。これに基づき、地方ブロック別に ACP 国と間の交渉が行われる。次の複数の地域ブロックがある：東部・南部アフリカ（ESA-EPA）、南部アフリカ（SADC-EPA）、西アフリカ（ECOWAS-EPA＋モーリタニア）、中央アフリカ（CEMAC-EPA）、カリブ海地域（CARIFORUM-EPA）、および太平洋地域（Pacifique-EPA）。

貿易協定

175. こうして、コトヌー協定の設置と平行し、コトヌー協定の貿易部門としての EPA 実現に向けた交渉が始まった。つまり、コトヌー協定の商業上の最終的な目標は、最終的に EU と ACP 諸国との間で自由貿易協定を創設し、WTO 規則に準拠した経済連携を実現することである。そのため、地域ごとにグループ化された ACP 諸国は、2002 年、EU と EPA が締結を目指す、2007 年 12 月までを予定する交渉ラウンドを開始した。この新しい枠組みは、ACP 地域の発展とこれら地域における統合を目指すため、貿易以外の事項も対象とすることを旨とした。

複数の交渉段階

176. 交渉は複数の段階で展開されたが、特に次の3年がポイントとなった。
- 2002年：交渉前の様々な地域の構成の区切り。
 - 2007年：すべての地域協定の締結を待ちつつ、WTOにより付与された特例措置の終了と暫定協定の締結。
 - 2014年：西アフリカの地域協定の締結。
177. 交渉の第一ラウンドは、EUとACP諸国全体の包括交渉として、コトヌー協定（2000年）の署名後2002年夏まで展開された。2002年9月、地域交渉段階が開始した。交渉の進展ペースはまちまちであった。

4.2.3 西アフリカと欧州連合（EU）間のEPA交渉の総括

2000年～2007年の作業

178. 欧州連合（EU）と経済連携協定を締結するとの西アフリカ地域の意志が疑問視されることはなかった。2000年から2007年にかけて多くの作業が行われた。
- 2001年、ドーハにおけるWTOにおける特例の取得。
 - 2001年12月、WAEMUの支援を受けて（交渉担当者、関係者、専門家）ECOWASに委ねられた交渉組織の確立。
 - 2003年10月、交渉開始。
 - 2004年に両当事者に共通のロードマップの設置。
 - 協定の文書を編集し、自由化の除外対象となる脆弱な製品を決定するための地域作業。
 - 2007年2月、ヨーロッパ当事者の協定草案。
179. 2007年12月31日に定められていた協定締結期限は残念ながら次の2つの主な理由のために守られなかった。
- 協定の開発規模に関する当事者間の理解の欠如。
 - EPA締結の前提条件として、2004年に特定された業務のうち、やり残したことが山積する地域があった。

2004年8月にガーナで採用された共通ロードマップ：

- 第1段階： 2004年12月～2005年9月。統合の優先順位、EPAの参考枠組みの決定、更新プログラム。
- 第2段階： 2005年9月～2006年9月。総合的なEPAの構造、貿易関連分野の協定文書草案。
- 第3段階： 2006年9月～2007年12月。EPA交渉および締結。

地域交渉の停止に対応する 2007 年の個別選択

180. コトヌー協定と WTO から獲得した特例措置に従い、地域交渉は 2007 年 12 月に終了した。2007 年 12 月 31 日、ACP 諸国 35 カ国は、地域別 EPA（カリブ海）または暫定 EPA（特にコートジボワール、ガーナなど）を締結した。その他の国にはすべてに EU が提案した貿易制度が適用された。これは ACP 諸国の地位に由来する特惠を一切伴わないものであった。

コートジボワールが選択した EU との暫定 EPA

181. 上記の遅延の問題に直面し、また商品のみ EPA 締結との EU の提案を拒絶した西アフリカ地域は、2001 年に獲得した特例措置の延長のため、WTO における請願を行うよう欧州連合（EU）に求めた。しかし、欧州側はコトヌー協定との互換性がないとして更新の申請を却下した。
182. 行き詰まったコートジボワールとガーナは、EU との協定締結に向けた手続きを開始した。これが行われていなければ、対 EU 輸出にあたって非常に不利になる中所得国としての貿易体制が 2008 年 1 月 1 日に適用されるどころであった。
183. コートジボワールは、2007 年 12 月 7 日、その後、2008 年 11 月 26 日、欧州連合（EU）と（商品のみを対象とする）段階的な経済連携協定を締結した。
184. 暫定 EPA には様々な特徴があるが、その主なものは次のとおりである。
- コートジボワールの輸出のセーフガードと西アフリカの地域統合プロセスの両立を可能とする、地域協定の締結までの間の暫定的性格。
 - コートジボワール市場の部分的（80%）かつ段階的（15 年）自由化。欧州市場の即時かつ完全な自由化（100%）
 - 国の経済保護機構の設定。
 - コートジボワールの企業と国の恩恵への随伴措置。

2008年の地域交渉の再開

185. 同協定の最重要規定において、暫定 EPA は、その締結後直ちに、地域協定に置き換えることを定めていた。この規定により、WAEMU および ECOWAS の首脳交渉の理解と支持が得られ、2007 年末に停止した地域交渉が再開された。2008 年 1 月、首脳らは、まず自分達の暫定 EPA を完成させるため、コートジボワールとガーナを網羅する 2 委員会に指示を行った。そして、2008 年 1 月の首脳会談で、2009 年 6 月末までに、地域 EPA の交渉・締結を行うよう、2 委員会に指示を行った。
186. 2008 年 1 月の会談における首脳および政府の指示に続き、地域は 2009 年 6 月末までに地域 EPA の締結を目指す新たなスケジュールを採択した。
187. 2009 年 6 月、双方は、予定どおりに協定を締結することが不可能であることを確認した。2009 年 10 月と設定された協定締結の新たな期限も同じ運命をたどった。その後も交渉会議が続けられたが、ペースを速めることはできず、希望の期限で地域協定を締結することができなかった。
188. 交渉の作業は主に 4 つのテーマに焦点が当てられた。すなわち、協定の文書、市場へのアクセスの提供、EPA 発展計画の定義、原産地規則のプロトコルの定義である。並行して、地域は ECOWAS の対外共通関税 (CET) の設定に取り組んだ。

交渉ペースの遅れの原因と影響

189. 2009 年から 2013 年まで、複数の原因により交渉ペースが比較的遅れ、これにより統合プロセスに影響が生じた。

地域交渉のペースの遅れの原因

190. 技術的な観点から、議論は複数の相違点でつまづいた。その中で最も重要なものは、EPA 発展計画への融資、地域市場の開放レベル、最優遇国条項、および原産地規則に関するプロトコルであった。
191. 相違とは別の以下の重大な 4 つの原因により EPA は困難に直面した。
 - 後発開発途上国 (LDC 諸国) であること。大部分が西アフリカ地域 (12 カ国) であり、武器を除き、すでに EU 市場への自由なアクセスの恩恵を受けており、また、EPA 締結の場合に関税収入の低下リスクがあるため、常に EPA に利益をもたらすとは限らない。
 - ナイジェリアは大国であり、石油以外はヨーロッパにほとんど輸出をしておらず、欧州市場に積極的な関心がないこと。EPA に締結しないことによるリスクが同国にあまりない。また、同国は、2008 年 1 月以降、一般特惠関税制度 (GSP) に移行しており、ヨーロッパ域内にナイジェリア製品が入ってくる場合、関税が免除される。したがって、同国当局は、EPA 締結に明確に反対した。
 - EPA が国から税関の権利を奪い、工業化を妨げる協定とみなされている。チュニジアや南アフリカなど、多くの国で自由貿易協定の締結によって改革や貿易開放が成功していたが、地域では反響が小さかった。
 - ECOWAS が最初の商業交渉であった。この経験不足が交渉締結の助けとなることはなかった。

交渉の遅れの影響

192. コートジボワールにおける暫定協定の締結は遅れた。2009年7月には市場開放などによる実施の開始ができていた可能性もあったが、実際はそうはならなかった。コートジボワールはむしろ地域プロセスにコミットメントした。これにより西アフリカ16カ国が地域EPAの締結に至った。これは暫定協定にとって代わるもので、地域で実践されていた異なる貿易体制の調整に役立ったものの、共同体内の貿易の最適化に至らしめるものではなかった。

- 「後発開発途上国（LDC諸国）向けEBAスキーム（武器以外の全品目で数量制限なしに無関税輸入を認める制度）」
- カーボベルデ向け一般特惠関税制度・プラス（GSP+）
- ナイジェリア向け一般特惠関税制度（GSP）；
- ガーナ暫定EPA制度
- コートジボワールの暫定EPA制度。

2014年の交渉締結

193. こうした制約を受けた後、2013年から状況が急進展した。2013年、新しいアクセス提案が研究・承認され、EPA発展計画は最も優先度の高いプロジェクトに限定された。交渉が再開され、2014年、問題なく締結された。

194. つまり、2014年1月24日、西アフリカと欧州連合（EU）の専門家が、ダカールにおいて、また、2014年2月6日、ブリュッセルにおいて、交渉担当者が合意した。交渉調査閣僚委員会のおかげで、交渉は容易になり、協定を承認することになったECOWASの閣僚会議前に、国以外の関係者の意識向上のため、各国に1カ月の猶予を与えた。

195. この会議に関して、ナイジェリアは留保を示し、これを受け、首脳らは2カ月以内にその解決策を見つけるため、ナイジェリア、ガーナ、セネガル、コートジボワールと共に特別委員会を設置した。特別委員会は2014年4月28日および29日にアクラで会合を開き、またその後2014年5月に閣僚会議を開いた。

196. 2014年6月、両当事者は、ナイジェリアによる留保に対応するため、協定の規則の修正案に合意した。協定はその後、2014年6月30日、交渉担当者によって締結され、2014年7月10日、最終的に、ECOWASとモーリタニアの首脳により承認された。

197. EUの23言語への翻訳および法律家による助言の点検後、署名が行われた。EU加盟国は、2014年12月12日、これに署名を行い、12月15日、ECOWAS15カ国が署名を行った。またトーゴも2015年初めに署名を行った。現在までまだ協定に署名していないのはガンビア、モーリタニア、ナイジェリアのみである。

198. なお、施行にあたっては、西アフリカ16カ国が協定に署名し、そのうち最低11カ国が批准しなければならないので注意が必要である。

4.3 西アフリカと EU の EPA の特徴

4.3.1 協定の規則

199. 締結された地域 EPA の規則は以下の 7 章、115 条に分かれている。
- 第 I 章：持続可能な発展のための経済・商業パートナーシップ
 - 第 II 章：貿易政策と貿易関連の問題
 - 第 III 章：発展の規模と具体化に向けた協力・EPA の目標
 - 第 IV 章：紛争の予防と解決
 - 第 V 章：一般的例外
 - 第 VI 章：制度上の規定
 - 第 VII 章：最終規定
200. また、地域 EPA の規則は 6 つの附則を含む。
- 附則 A：「原産品」の概念の定義と行政の協力方法に関する議定書
 - 附則 B：西アフリカ原産品への関税
 - 附則 C：欧州連合（EU）原産品への関税
 - 附則 D：税関関係の相互行政支援に関する議定書
 - 附則 E：EPA 発展計画に関連するプロトコル（PAPED）
 - 附則 F：欧州連合（EU）と関税同盟を設立した国の締約国宣言。

4.3.2 EU および西アフリカ市場へのアクセス提案の特徴

二つの非対称な提案

201. EU は、武器弾薬を除き、またコメ（2010 年）と砂糖（2015 年）の移行期間を伴う、100% 自由市場へのアクセスの提供を提示した。この提案は、協定の発効時に有効であった。
202. 西アフリカ側では、提案は 15 年～30 年までの期間内に 60%から 80%となった。特定の製品が自由化の対象外となったことを考慮し、自由化すべき製品の特定は、客観的な基準に基づき、ケースバイケースでの点検により行われた。
203. 製品は影響の少ない品目から順に 4 つのカテゴリーに分類された。つまり、西アフリカでは、最初は市場の 60%、その後 70%、そして最終的に 75%の市場を開放とするとの提案がなされた。西アフリカ地域が策定したアクセス提案は、2015 年 1 月 1 日に発効した ECOWAS の対外共通関税（CET）と、関税が 35%である製品で構成されるその第 5 関税帯を考慮している。第 5 関税帯の製品はすべて、自由化から除外された。
204. 西アフリカ諸国の製品には異なる保護需要があるため、市場の自由化スケジュールは、主に 2 つの基準に従って設定された。
- 工業投入財の需要。
 - 競争力の低い製品の保護需要。
205. 当初は 25～30 年の期間が予定されていた関税展開スケジュールは 20 年となる。具体的には、ECOWAS CET が 0%の製品以外、西アフリカは、協定施行日から 5 年毎に関税削減手続きを行う。

西アフリカの提案の詳細

206. 欧州製品より競争力の弱い製品の市場崩壊リスクを軽減するため、20年の自由化スケジュールで製品を4群に分類した。

グループ A の製品

207. 最初の5年の終わりに自由化される5%の2,110 関税分類品目、これに ECOWAS CET の0%の協定で発効時に自由化される73 関税分類品目が追加される。このグループの大部分は、原料とコモディティ製品である。

グループ B の製品

208. これは、必要な調整を保証するため、また関税収入の過度の損失を回避するための、最低限の期限を必要とする投入財、機器財、中間財である。自由化は、6年目と15年目の間の10年の期間で行われる。このグループは、15年目に自由化される10%の1,110品目、10年目に自由化される5%の12品目、6年目に自由化される0%の6品目(医薬品)である。

グループ C の製品

209. このグループには、長期間にわたる保護を必要とする半成品または完成品が含まれる。自由化は、6年目と20年目の間の15年の期間で行われる。このグループは20年目に自由化される20%の1,084品目、15年目に自由化される10%の1品目、および10年に自由化される5%の24品目を含む。

グループ D の製品

210. 非自由化製品。このグループは35%の130品目、20%の1,081品目、10%の262品目、0%の6薬品を含むが、その価格は ECOWAS CET の再調整の一環で変化することがある。
211. 西アフリカ諸国間で最も重要な問題の一つが関税収入の損失の問題であった。しかし、関税収入に関する実際の損失を特定するため、各国に向けた研究を行う必要があるものの、ECOWAS で行われた研究では、これら不安の緩和が試みられた。実際、コートジボワールに関して、次のことが証明されている。
- 自由化後、関税収入に関して、公共部門の損失は年間国家予算の0.08%にしかならないとみられる。
 - また、公共部門にとってのこの損失は、安い投入財を使用できるようになる民間部門にとっては利益になる。
212. つまり、コートジボワールにとって、市場の自由化が大きな国の損失を招くとは結論づけられない。しかし、工業の収益が、消費者にとって価格に反映されるか、投資をもたらすことが保証されなければならないだろう。

4.3.3 輸出業者にとってより有利な新たな原産規則

213. EPA 交渉の一環で、ECOWAS と WAEMU の委員会はコトヌー協定からの規則の改善、ならびに地域の原産品に対する欧州市場へのアクセスを優遇する目的で、行政の相互支援に焦点を当てた。その結果、西アフリカ地域は、EPA の一環で、その輸出構造に応じて、EPA の貿易特惠によって得た利益を最大化するため、より興味深く、より柔軟な原産国規則を策定することができた。このように西アフリカの交渉は、特に、マグロ、農産物、繊維製品に関する規則の改善につながった。
214. これら規則は特殊なものであり、各製品は、西アフリカ 16 カ国と EU28 カ国に適用されるプロトコルの一環として、ケースバイケースで分析される。しかし発展のレベルを考慮して、西アフリカに非対称性が与えられた。
215. また、議定書附則 2B には、規則によりコトヌー協定に比べて緩和される、すべての製品が含まれている。EU 原産品にはないが、西アフリカ原産品のみが恩恵を受け、この附則は非対称である。つまり、EU 製品にはコトヌー協定に類似する、附則 2A に記載される原産地規則が適用される。
216. プロトコルではまた、累積が可能な国についても明記している。つまり、第三国原産であるが、その原産地としての特徴を失うことなく、地域製品の製造が再度可能となる材料である。この累積は、何よりも EU、そして EPA の他の締結国すべてと可能である。これが、新しい点は、先進国を含み、いずれかの国に由来する材料であっても可能であるということである。その際、使用される材料が、EU の関税がゼロであること、またはこれら材料の由来国との EU が締結する自由貿易協定によって関税がゼロであることを条件とする。
217. 他の附則に関しては、プロトコルの適用の必要性のため、または製品の原産地を証明するため、使用する書類を明確にしている。

4.3.4 EPA に関連する開発プロジェクト

218. コートジボワールが開発したプログラムを、地域で実施する取り組みがある。

地域アプローチと EU の反応

219. 関係当事者は、西アフリカ諸国が協定から利益が得られるようにするため、あるいはその負の影響を最小限にするため、プログラムを開発し、EPA を支援する必要性に合意した。この支援プログラムは EPA 発展計画である。資金調達条件と EPA 発展計画の実施を指定するプロトコルが協定に添付されている。
220. 同協定の締結の一環で、欧州連合 (EU) は、西アフリカ全体に対して、2014 年～2020 年 EPA 発展計画資金として 65 億ユーロ (4 兆 2,640 億 CFA フラン) の拠出を約束した。
 - 欧州委員会のシェアは 30 億ユーロ (1 兆 9,640 億 CFA) に達し、その内 11.5 億ユーロ (7,540 億 CFA) が地域指標プログラムの一環で西アフリカ地域に直接支払われ、残りが様々な全国指標プログラムにおいて各加盟国に支払われる。
 - 欧州連合加盟国のシェアは、商業の支援など、彼らの伝統的な援助ツールの枠組みの一環として、20 億ユーロ (1 兆 3,120 億 CFA) と見積もられている。
 - 欧州投資銀行のシェアは 15 億ユーロ (9,840 億 CFA) と見積もられている。

221. 各国は5年の期間について、その需要を定める必要があったが、その後、ECOWASによって統合され、また資金調達のため、ヨーロッパの関係当事者に課された。しかし、65億ユーロでは、推定150億ユーロ（9兆8,390億CFAフラン）以上となる2012年の需要全体をカバーできない。この不足資金を、当事者は、他の二国間および多国間のパートナーからの資金を動員するために協力することで合意した。
222. 西アフリカのEPA発展計画は5つの戦略軸からなる。
- i. 多様化と生産能力増強
 - ii. 域内貿易の発展と国際市場へのアクセスの容易化
 - iii. 国や地域の貿易関連インフラの改善と強化
 - iv. 不可欠な調整の実施、その他の貿易関連のニーズの考慮
 - v. 西アフリカ地域による、EPAの実施およびモニタリング・評価
223. 一方、これら主要項目の国内プロジェクトは各国固有のものである。ただし、2013年のECOWASの優先順位は、しばしば、以下の分野を明らかにしている：企業の水準のレベルアップ、バリューチェーンの開発、中小企業支援、貿易円滑化、相互接続インフラ支援、EPAの実施のための能力強化。

コートジボワールのEPA発展計画

介入ロジック

224. コートジボワールのEPA発展計画は9サブプログラムで構成され、そのうちの複数が優先事項と判断されている。
225. 地域の基準の観点から「優先」とされる最初の5つのサブプログラムのメリットはそれらのすべてがEUと直接関係を持っていること、それらが、EUにより資金を供給される最近の研究であること（PRMN および SNE）、EUがすでに資金提供したプログラム（PACIR、APE通貨プログラム、促進プログラム）であることである。
226. 他のプログラムは2009年の診断段階の際に特定され、EPA全国委員会により承認された、他の部門を考慮する：コーヒー、ココア、搾油原料、ゴム、木材、健康、エネルギー、観光など。

再編と産業のレベルアップ

227. その研究が存在し、貿易・地域統合支援プログラム（PACIR）を通じて、欧州連合により資金を供給される。その目的は、5年間で約100の産業のレベルアップを保証すること、特に危機に苦しむものを、資金調達へのアクセスを容易にすることで再構築を図ること、また支援インフラを強化すること（テクニカルセンターと品質インフラ）である。コートジボワールの国と金融機関（銀行、マイクロファイナンス機関など）の寄与が期待されている。こうして、カブラン・ダンカン首相が2014年3月に開始し、国際連合工業開発機関（UNIDO）がスタートしたこのプログラムへのEUの追加支援のため、あらゆる要素が集結した。

優先部門の輸出の発展

228. ここでもまた、PACIR は、自身の ITC（国際貿易センター）により国の輸出戦略の開発を可能とした。これには 6 分野が関係している：カシューナッツ、キャッサバ、綿・繊維、トロピカルフルーツ、油糧種子、サービス用 ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）。コートジボワールの EPA 発展計画の以前のバージョンの分野をもちろん再び対象となる。様々な行動計画の研究に必要な第 4 回国民協議が 2014 年 4 月初めに開催された。完了作業化中の様々な行動計画をもとに、この国家輸出戦略の実施によってもたらされる特定の活動が EPA 発展計画に含まれ、関連するカードの開発に役に立つこととなる。

貿易の円滑化

229. 国立技術研究発展局（BNEDT）は、現在、4 つの地域軸に基づく地域におけるテーマに関する研究を行った。これは、アビジャン・ラゴス回廊（ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア）、内陸国（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）、マノ川同盟（ギニア、リベリアとシエラレオネ）、アビジャン・ダカール（セネガル、ガンビア、カーボベルデ、ギニアビサウ、モーリタニア）である。WTO に向けた円滑化部門（2013 年 12 月に締結されたバリ協定履行の枠組みで講じられるべき特定の措置を考慮するため）、および円滑化に関する EPA の規則に応じた EU の特別部門を追加することが予定されている（衛生と植物検疫基準の知識の強化）の追加が予定されている。最後の部門は関税行政の近代化に係るものであり、世界税関機構からの支援を受けて PACIR の一環で行われたものを支えとする。

ビジネス環境と中小企業支援の改善

230. これは、2015 年以降、継続する必要がある貿易・地域統合支援プログラムの複数の活動を再開することである（EU から 14 億万ユーロ資金供給される PACIR）。この「PACIR 2」では PACIR 1 の最初の 2 つの軸に焦点を当てる。すなわち、ビジネス環境の改善（共同体規則の知の強化、仲裁や調停の促進、官民対話の強化）、および国際市場へのよりよいアクセスを望む企業の競争力の向上である。つまり、PACIR 1（穀物、カシューナッツ、菓子）同様、生産性を向上させ、海外市場を探索するため、中小企業・協同組合による輸出コンソーシアムの形成を奨励していく。IC 以外の他の潜在的な輸出部門が、このコンソーシアムの論理（ココナッツ、シアバター、化学など）に適応できるかを確認しなければならない。

EPA 実施にあたっての支援

231. 能力強化のサブプログラムは、地域の国すべてがそのコミットメントを遵守し、協定の実施を容易にするために必要である。アフリカ統合省が 2007 年から恩恵を受けており、また EPA 全国委員会の交渉継続の支援のために 2007 年に EPA 班の設立を可能にした、EPA プログラムのスローガンどおり、これは他のテーマ（サービス、投資、競争等）に関する交渉を継続し、協定の実施を容易にし、EPA 発展計画を特別な方法でフォローおよび評価することを意図したプログラムである。ちなみに、プログラムのスローガンとは、全国委員会のメンバーの任務、研究、啓発ワークショップ、（スタッフおよび国内）班の運営への資金提供、ならびに EPA 全国委員会の議長をする省庁への制度的支援である。

伝統分野の持続的発展

232. ここまで見てきたとおり、コートジボワールには複数の伝統的な農業工業部門が存在するが、持続的発展における共通点として、老化や病気に対する対策を無視するができない。これらはプログラムに組み込みつつ、生産性の向上、資源の保全、変革の推進を目指す。

エネルギー開発

233. 特に企業の競争力のための重要性と、それが第 11 回欧州開発基金の重要分野であることを考慮する。
この分野への EU の支援は 2 億 5,000 ユーロ（EU 委員会および EIB）を超えている。

食料安全保障の改善

234. 食料安全保障は、国家農業投資プログラム、EPA、第 11 回 EDF において、共に重要な問題であった。ここで優先されるプロジェクトは牧畜、漁業、食糧に関するものである。サブ地域と EU へのこれら製品の輸出は、ポテンシャルが存在する場合、同じく考慮される。

サービス産業の発展

235. EPA に今後、サービス業を含める計画、また各国に対して、EPA 発展計画に観光を含めることを求めた地域の方向性を考慮し、このプログラムが開発された。複数の研究が実施され、最新の研究においてコートジボワールの優先分野となることが判明した。EPA の枠組みでその考察を深めなければならない。
能力を強化する必要があるサービス業連合の創設、および正規の監督について検討がされている。

5 コートジボワールが締結した商業協定に関する 実際上の問題

1. コートジボワールが参加する主要な国際貿易協定は何か。

コートジボワールは複数の協定に参加している。これには複数の WTO 協定（サービス、貿易円滑化などのための GATS）、EU との EPA、米国のアフリカ成長機会法 (AGOA) などがある。また、WAEMU の商業的枠組み、特に数年前からのモロッコとの自由貿易協定を交渉する ECOWAS などがある。

2. コートジボワールと日本との間の経済協定は存在するか。（投資の促進および保護に関する協定、貿易協定）

コートジボワールと日本との間に協定はない。

3. コートジボワールとその他の国の間に他の貿易協定はあるか。

投資協定と貿易協定を区別しなければならない。

WAEMU 条約の締結前に、同共同体の国々は個別に貿易協定を締結した。コートジボワールでは複数の締結を行っている。しかし、1994 年以降、WAEMU 条約の発効日、貿易協定の締結は WAEMU 委員会のみが行う。委員会は加盟 8 カ国を代表して、契約締結を拒否できる。例えば WAEMU 委員会とモロッコの間で署名された貿易協定が挙げられる（ただし、未批准）。

4. コートジボワールとその他の国の間の投資協定は存在するか。

コートジボワールは、複数の国と投資の促進と保護のための協定を締結した（中国、モロッコ、フランス、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国、カタールなど）。

また、コートジボワールは二重課税の回避のため、多国間または二国間条約を締結した。

- ンジャメナ（チャド）で 1971 年 1 月 29 日に署名された、アフリカとモーリシャスの共通機構条約（OCAM）。
- 1984 年 10 月 29 日に締結された西アフリカ諸国共同体条約（ECOWAS）。
- フランス（1966 年 4 月 6 日。1985 年 2 月 25 日および 1993 年 10 月 19 日に修正により改正）
- ドイツ連邦共和国（1979 年 7 月 3 日）
- ベルギー（1977 年 11 月 25 日）
- ノルウェー（1975 年 2 月 15 日）
- カナダ（1983 年 6 月 16 日）
- イギリス（1985 年 6 月 26 日）
- イタリア（1982 年 7 月 30 日）
- スイス（1987 年 11 月 23 日）
- チュニジア（1997 年 12 月 13 日）、チュニジアによる批准の日付

5. コートジボワールはどのようなアフリカの主要共同体組織に参加しているのか。

コートジボワールは、複数の共同体組織に参加している。アフリカ連合 (AU)、サヘル・サハラ諸国国家共同体 (CEN-SAD)、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)、西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU)、マノ川同盟 (MRU)。これら経済・商業組織のほか、サヘル諸国干ばつ対策委員会 (CILSS)、事業法調和組織、保険向け CIMA (保険市場アフリカ会議) 法など、より専門的な組織がある。

6. これら組織は、対外共通関税を持っているか。

2000年1月1日以降、WAEMU、2015年1月1日以降、ECOWAS。標準化のため、またマノ川同盟のすべての国が ECOWAS に属しているため、マノ川同盟の TEC プロジェクトは縮小中である。これら三つの組織のため、西アフリカで適用されているのは ECOWAS CET である。また、アフリカ連合は、その憲法において、大陸レベルの TEC を創設した。

7. 対外共通関税は共同体内の国によって異なるのか。

異なる。名前が示すように、対外関税はすべての国に共通である。これは、様々な国の法律を置き換える。異なった適用がなされる場合、各国の特殊な状況に応じて補完的措置が講じられる可能性がある。こうした措置では、ある国に対して、一般的に一時的な方法で、特定の製品に他のものと同じレートを適用することができなくなる可能性がある。ECOWAS におけるこうした特例は、限定的に規定されている。関税分類品目として 177 品のみであり、また期間は 2015 年 1 月 1 日から 5 年間に限定される。

8. ECOWAS の対外共通関税に記載される関税は最終的なものか。

TEC における関税は最終的なものではない。加盟国は、特定の製品の再分類をいつでも要求できる。国の CET 全国委員会は、請求が承認された場合、共同体組織に請求を伝達し、他の加盟国の立ち合いでこれを調査する。地域委員が承認すると、決定となり、すべての加盟国に新たな率が適用される。

9. コートジボワール進出企業が ECOWAS または WAEMU の他の国に子会社を創設することは可能か。

可能である。コートジボワールで創設された企業は、ECOWAS と WAEMU のいずれかの国に子会社を開設することができる。企業は、一度、コートジボワール国内に創設されると、居住権を享受することができる。すなわち、同社は当該国に要求されるのと同じ条件に基づいて、ECOWAS と WAEMU の別の国に子会社を創設することができる。

10. コートジボワールに進出した企業は関税を支払うことなく WAEMU および ECOWAS の国に輸出することができるか。

できる。コートジボワールに進出した企業は、二つの地域における商品の自由な流通に基づき、WAEMU および ECOWAS の国で関税を支払うことなく輸出することができる。こうした輸出は、製品が貿易自由化計画で許可されている場合にのみ可能である。この場合、製品の原産の特徴を付与する 3 つの基準のうち 1 つの遵守が最重要となる。原産品のみ、すなわちこれら基準のいずれかを満たす製品のみが、関税が免除される。

11. コートジボワールで企業を創設するため、満たすべき条件は何か。

コートジボワールにおいて企業を創設するには、企業の手続き用窓口内にあるコートジボワール投資促進センター（CEPICI）にアクセスするだけでよい。詳細については下記へ。

CEPICI

住所：Abidjan-plateau, immeuble belle-rive, Avenue ABDOULAYE FADIGA

電話：+225 20 31 14 00

E メール：infos.cepici@cepici.ci

12. 貿易紛争を解決するための代替手段は何か。

ビジネス環境を改善するための改革の一環で、政府は商業裁判所を創設した。コートジボワールの商工会議所内にコートジボワール仲裁裁判所（CACI）も設置されている。

13. 外国貿易活動についての情報はどこにあるのか。

コートジボワールには、2013 年 7 月 1 日以降、単一の取引サイトですべての対外貿易関連情報を扱う貿易用ワンストップ窓口がある。これにより、コートジボワールとの取引を希望する個人が市場の動向を正確に知り、適切な支援を受け、オンラインで円滑な商業取引を行うことが可能となる。

連絡先の組織

Webb Fontaine Côte d'Ivoire

住所：Abidjan, Marcory Zone 3, Immeuble plein ciel,

Boulevard Valéry Giscard d'Estaing, 26 BP 822 Abidjan 22。

電話：21 21 23 99

ファックス：21 25 12 25

電子メール：info@webbfontaine.ci

ウェブサイト：www.webbfontaine.ci

また、また欧州連合（EU）が資金提供し、統合担当省が管理する貿易・地域統合支援プログラム（PACIR）の一環で、ウェブサイトにも全国商業情報ネットワークを設立した。
(<http://veille-ci.com>)

ECOWAS の貿易自由化計画に関する詳細について
アフリカ統一・海外コートジボワール人省
住所：Abidjan- plateau tour B, 17ème étage
電話：225 20 33 12 12

WAEMU の貿易自由化のスキームの詳細について
工業・鉱山省
住所：Abidjan-plateau, immeubles les harmonies II
電話：20 21 30 89

14. 域外から来た、共同体地域の最初の国に入る商品を、域内の他国に再輸出することができるか。

この商品を域内の他国に再輸出することは可能だが、ECOWAS も WAEMU もともに自由流通を採用していないため、新たに関税を支払わなければならない。関税を支払った事実により、原産の特徴が付与されるわけではない。域内原産品のみが自由に流通できる。

しかし、出発時点で、この商品が最初の入国先とは異なる国に向けられていることが分かっている場合は、トランジットに関する規則の恩恵を受け、最終目的地の国境を越えた時点で関税を支払うことが可能である。

15. 一時的輸入許可の商品に生じることは何か。

通常の一時的輸入許可と、加工用の一時許可を区別しなければならない

加工用の一時的輸入許可

加工、細工、修理、組み立て、他の工作物への組み込みのため、商品、原料、機器、部品を輸入する場合、完成品を再輸出する目的での加工のため、これら商品に一時許可輸入制度を適用することができる。

加工用の一時輸入許可は、輸入関税・税金を停止し、加工や細工を行った後、指定期間内に、再輸出に向けられた特定の商品を、税関の領土で受け取ることを可能とする関税制度である。

一般的に、この制度は、輸入に関する関税・税金の完全な停止を伴う。完成品は、すべての関税・税金を無料とし、再輸出に向けられる。ただし、この制度の恩恵を受けるためには、税関総局で申請を行い、保証付き誓約を行わなければならない。

通常の一時的輸入許可

ある企業が、様々な目的に使用するため、外国製品を一時的にコートジボワールに輸入したい場合（見本市や展示会における展示、作業をするため輸入した材料、検査を受けるため輸入した材料、商品サンプルなど）、その到着次第、これら商品に一時輸入許可制度に適用しなければならない。

この際、関税・税金の全体的または部分的な停止の恩恵を受けることができる。

一時停止制度では、特定の目的で輸入された、加工を受けることなく再輸出に向けられる、特定の商品を、輸入に対する関税・税金が停止する税関領土において受け取ることを可能とする。

16. コートジボワールにおいて、自由貿易圏内で製造された製品の原産地証明書を取得できるか。

自由貿易圏内で製造された製品は、貿易自由化計画が提供するメリットの恩恵を受けることはできない。これと同様に、WAEMU および ECOWAS の共同体規則に応じて、共同体原産地証明書を受けることはできない。

自由貿易圏は、共同体地域以外への輸出に向けられた商品に恩恵を与えるスキームである。特別に了承される制度であるため、共同体地域の非加盟国で製造された商品であるとみなされる。この場合、共同体内での商品化にあたっては関税の支払いが必要になる。

しかし、例えばヨーロッパに輸出する場合、EUR1 原産地証明書を通知することなどすれば、この証明書によってコートジボワールのヨーロッパに有する特惠協定の恩恵を受けることができる。コートジボワール特惠協定 (AGOA) を有する米国など、他の国への輸出についても同様である。

17. 償還原則と原産地証明書を伴う原則のうち、どちらが共同体地域に適用される制度か。

ECOWAS 地域には関税免除制度が適用される。地域原産の製品が、貿易自由化計画で承認された場合、それは、関税が免除され目的地の加盟国に入る。

18. 共同体地域の国の原産地証明書に抗議をする場合、何を行うか。

原産地証明書に関する抗議の場合、抗議国の税関は、原産地証明書の拒絶理由を示し、輸出国の税関当局に連絡する。輸出業者は損失を被ることを避けるため、抗議国の税関に問題のある商品が支払わなければならなかった関税に相当する保証を支払う。

輸出国の税関サービスは拒絶の理由を調べ、証明書が有効であると判断した場合、場合に応じて ECOWAS と WAEMU に連絡する。このような状況において、2つのシナリオがある。

ECOWAS または WAEMU が原産地証明書の信頼性を確認した場合、抗議国の税関が輸出国の保証金を返済する。

ECOWAS または WAEMU が原産地証明書の拒絶を確認した場合、証明書は無効となり、保証金が関税の代わりとなる。

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の経済的対外共通関税（CET）
および欧州連合（EU）との経済連携協定

2016年1月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2016 JETRO. All rights reserved.